

収納率向上アドバイザー

堀博晴の滞納整理塾



第11回

国保制度を
崩壊させないために!!

滞納整理でやってはいけない4悪

徴収の努力を怠っていると、後々取り返しのつかないことになります。景気の波は一気に変わりますが、収納率はそう簡単には上がらないからです。

私が勤務していた東京都では、都

税徴収率が平成18年度に4年連続の過去最高を更新し、97・8%でした。しかし、ここまで徴収率を回復させるのには長い年月かかりました。平成元年に95・9%といったピークを迎えた徴収率は、バブル崩壊とともに下降し、平成7年度に90・2%とどん底まで落ち込みました。そこからV字回復を遂げたわけで

すが、平成15年度に96・1%と再び過去最高をマークするまで、前のピークから数えると14年かかっています。V字の谷を渡りきるのは、そのぐら大変なのです。「徴収の努力を怠る」というだけでは説明がやや抽象的かもしれません。繰り返しになるかもしれないませんが、具体的にやってはいけないことを4つ挙げます。

① 延滞金を取らない

先にも述べましたが、滞納者から延滞金を取っていない自治体は以外にあるようです。講演等で「ちゃんと取っていますか?」と聞いてもすんなり手を挙げない人が良く見受けられます。延滞金を取っても収納職員の仕事にはつながらず、若しくは組織がその数字を評価しないので、本税だけに絞って仕事をするという迷惑もあるのかもしれませんが。しかし、仮に私の知り合いである滞納者から「保険料(税)を払いに行ったら延滞金を払わずに済んだ」ということを聞いたとします。そして本当に延滞金を取っていないのであれば、私も滞納します。滞納しておいて、お金を

よそで運用します。ゴールドでも買っておきますかね。差押予告書でも届いたら本税分を払えば済むのですから。運用益が沢山出れば延滞金も払うかもしれませんか……。

延滞金をおまけしている自治体の方に聞いてみたいと思います。私の行動を止められるでしょうか。

② 時効を出す

不納欠損の大半が時効というのは、衆目の一致するところだと思います。そこで不納欠損のうち、停止によるものはいくらあっても、時効によるものはいくらなのかについて情報公開を求めたいと思います。あるいはマスコミがすっぱ抜いたと仮定してもかまいません。どんなことが起きるでしょうか。もしも自分の住んでいる自治体の不納欠損のほとんどが時効によるものだったとしたら、私は「私の保険料(税)も時効にしてくれ」と言いに行きます。滞納を放っておくがゆえに時効が出るのですから、私の滞納も放っておいてほしいと要求します。しかし、こう言われて真正面から反論できる自治体があるでしょうか。皆さんならなんて答えますか。また、不作為で住民訴訟なんてことがあるかもしれません。

③ 集金に行く

徴収職員の仕事を集金と勘違いしている人がまだいます。滞納者に分納誓約をしてもらって、毎月だからだと保険料(税)を集めて回る。それが仕事だと思いついでいるのです。これも間違っていると思います。徴収職員は集金人ではないのです。もし、私の隣人の家に、毎月、職員が保険料(税)を集金に来ているとします。そのことを知ったら、私はただちに口座振替をやめ、「うちにも取りに来てくれ」と自治体に要求します。納期内納税をしている住民は口座振替で納付して、滞納者の家にはご丁寧にも職員が取りにうかがっていたのでは、滞

納者に対する特別扱いと批判されても言い返せません。

皆さんの自治体で、もしこれまで口座振替の方に「うちにも集金に来てくれ」と言われたらどうしますか。ただし、足の不自由な方や寝たきりの方などで分納がやむを得ない場合は、積極的に集金に行くべきですが。

④ 少額分納を認める

繰り返しになりますが、本(料)税に追いつかない少額分納を安易に認めていられないでしょうか。滞納者の言いなりになって発生に追いつかない分納を認めてしまう。これでは仕事をしているとはとても言い難いです。

50万円の滞納額で毎月10000円の分納を認めている事案はありませんか。そしてこの10000円を取るのとや分納の管理が仕事だと思っていないでしょうか。私がこの事実を知ったら私の分も毎月10000円にしてくれと言いにいきますが、はたして皆さん抗弁できるでしょうか。

この4つをやっている自治体では、絶対に徴収率は上がりません。加えて、もしもやっていると住民に知られたら、将棋で言う「詰み」の状態になります。自治体は反論、抗弁のしようがありません。皆さん、どう思いますか。(つづく)

御船町の町営住宅に住んでいる滞納者の捜索



鍵を勝手に付け替えたため、2階の窓から侵入、捜索の様子



中に入るとゴミの山



別荘



鍵屋さんでもドアが開かず



最小限破壊して侵入



家具等の差し押え、搬出

プロフィール

堀 博晴
(ほり ひろはる)



NPO LG Net理事長、元ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官公庁担当
昭和42年江戸川区役所に入都

東京都総務局小笠原支庁、同和对策部、災害対策部

主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任し、平成17年4月より現職。機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募する。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。平成23年よりNPO法人LG Netを設立し、理事長に就任。

著書には、インターネット公売のすべて(ぎょうせい)、自治体増収大作戦ーインターネットが変えたー(ぎょうせい)がある。

厚生労働省国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザー